

第24回都区のあり方検討委員会幹事会 議事要旨

日 時 平成22年5月31日（月）午後6時から

場 所 都庁第一本庁舎 7階 会議室

出席者 (都側)

中田総務局長、笠井総務局行政部長、和賀井総務局行政改革推進部長、長谷川財務局主計部長、森山知事本局地方分権推進室長、塩見総務局区市町村制度担当部長、梅村総務局行政部区政課長

(区側)

山崎墨田区長、濱野品川区長、大山千代田区副区長、水島豊島区副区長、清正北区政策経営部長、志賀特別区長会事務局次長

会議の概要

(1) 開会

(2) 第23回都区のあり方検討委員会幹事会の議事要旨について

(3) 都区のあり方検討委員会の委員の異動及び幹事会の構成員の異動について

(4) 第7回都区のあり方検討委員会について

座長から第7回都区のあり方検討委員会について、報告を行った。

＜座長から資料2「第7回都区のあり方検討委員会の検討結果」の説明＞

◎座長

平成21年12月22日の第23回都区のあり方検討委員会幹事会で確認いただいた「都区のあり方検討委員会幹事会 平成21年度の検討状況」について、平成22年2月8日の第7回都区のあり方検討委員会へ報告した。

報告の内容については、資料2「第7回都区のあり方検討委員会の検討結果」の1ページから60ページにまとめている。

次に、61ページ、「都区のあり方検討委員会の検討結果」という資料があるが、この内容で検討委員会としてのとりまとめが行われ、同日開催された都区協議会に報告された。

最後に、62ページ、「都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項について」という資料があるが、これは、平成22年度の幹事会の検討事項として検討委員会から示されたものである。①事務配分については、引き続き検討を行い、その中で具体化を行うための検討体制についても検討すること、②区域のあり方については、引き続きの課題であり、「東京の自治のあり方研究会」の結果を待って、必要に応じ議論をすること、③税財政制度については、今後の推移を踏まえて整理すること、の3点である。

(5) 具体的な事務配分の検討について

具体的な事務配分の検討について、検討を行った。

＜都側から資料3「検討対象事務総括表」（平成22年5月幹事会分）、資料4「検討対象事務評価シート」の事業内容とあわせて都の評価についての説明＞

○都側

今回は、B分野のうち8項目11事務について検討する。

1番のB-2「国際交流の推進に関する事務」は、外国人が住みやすく活躍できるまちづくりのための検討を行う地域国際化推進検討委員会の運営、災害時に外国人を支援するための防災（語学）ボランティアの募集・登録、都内在住外国人を対象としたコミュニケーション支援等の事業に助成する在住外国人支援事業助成、国際交流や地域国際化を促進するための情報提供及び普及啓発などである。

このうち、防災（語学）ボランティアの募集・登録については、都が広域的に行うことにより少数言語を含めた多様な人材が確保できるものであり、また、国際交流に関する情報提供や普及啓発については、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となるものである。

国際交流の推進におけるるべき役割分担として、都は、広域的な立場から、地域の国際化に係る課題、施策の方向性の提示や広域的に活動している団体への助成などを行い、区は、在住外国人の国籍、集住度など地域の実情に応じた取り組みを進めることにより、都区が連携して総合的な施策を推進する必要があるということで、都が行っている現在の事業については、こうした役割分担に基づくものであり、引き続き都が行うべきものと評価している。

2番のB-3「市民活動の促進に関する事務」である。当初の事務名は、「都民生活に関する事務（市民活動推進、地域の底力再生など）」としていたが、事務内容の実態に合わせ、より分かりやすく名称を変更した。

事務の内容は、協働に関する指針やマニュアル等の策定をはじめとする社会貢献活動団体との協働の推進、区市町村災害時ボランティア担当者会議の開催をはじめとする災害時の活動の支援、ボランティア活動の支援や人材育成等を行うため、東京都社会福祉協議会が運営する東京ボランティア・市民活動センターへの運営費補助、町会・自治会が行う先駆的な取り組みに対し事業費を助成する地域の底力再生事業助成などである。

このうち、区市町村とNPO等との橋渡しや連絡調整については、都が広域的立場から行う必要があるほか、災害時のボランティア支援については、国や他府県との広域的な連携のもと、都が区の活動を支援していく必要がある。また、地域の底力再生事業助成は、先駆的な取り組みをモデル事業として助成するものであり、都がその成果を広域的に発信していくことで、これらの活動が各所に展開・発展し、広がりを持ったものとなるものである。

市民活動促進におけるるべき役割分担として、都は広域的な立場から都内全域を通じた取り組みを行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取り組みを行うことにより、都区が連携して市民活動を促進していくことで、都が行っている現在の事業は引き続き都が行うべきものと評価している。

3番のB-4「男女平等参画推進に関する事務（東京ウィメンズプラザの管理運営など）」は、男女平等参画社会実現のための行動計画の策定及び推進、行動計画、その他男女平等参画に関する重要事項を調査・審議するための東京都男女平等参画審議会の運営、年次報告の作成や女性の再チャレンジ応援マニュアルの策定をはじめとする調査及び普及啓発、男女平等参画社会実現に向けての実践的な活動拠点である東京ウィメンズプラザの管理運営などである。

このうち、東京ウィメンズプラザで行っている地域の女性センターや区市町村の相談員を対象とした各種研修講座等については、区における男女平等参画推進のための取り組みを支援する立場から都が担う必要があるので、また、都は、配偶者暴力防止法により、都道府県に整備が義務付けられている配偶者暴力相談支援センター機能を東京ウィメンズプラザに担わせており、区市町村にも整備が努力義務化されている同センターの整備を促進するため、都が区を支援する役割を果たす必要がある。

普遍的概念である男女平等参画推進におけるるべき役割分担については、他の

事業と同様、都は広域的な立場から、区は地域の実情に応じた身近な立場ということであり、都が現在行っている事業については引き続き都が担うべきと評価している。

4番のB－5「消費生活対策に関する事務（消費生活センター事業、公衆浴場対策など）」のうち、1の「消費生活対策に関する事務」は、市場ルールの遵守状況の把握や市場監視を都民との協働により実施する消費生活調査、不適正な取引による消費者被害を防止するための事業者指導をはじめとする取引指導、消費者の適切な商品選択の確保のため、商品・サービス等の表示等について適正化を図る表示適正化対策、商品テストの実施をはじめとする危害防止対策などである。

消費者被害は一部の地域にとどまらず広域的に発生することが多く、これに対応するためには、国や他県との連携を含め、都が広域的に対応することが必要である。また、近年、複雑化・高度化している相談内容に対応するため、専門的なノウハウや相談マニュアルの提供、相談員の研修による区の相談機能の強化等により、都はセンター・オブ・センターズの立場から区の業務を支援していく必要があるほか、被害防止キャンペーン等の啓発事業については、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。

この分野についても、同様な理由等により、現在都が行っている事業については引き続き都が担うべきと評価している。

4番のB－5「消費生活対策に関する事務（消費生活センター事業、公衆浴場対策など）」のうち、2の「公衆浴場対策に関する事務」は、ミニデイサービスを行うスペースの確保や施設のバリアフリー化を行い、高齢社会への対応を図る場合などに、施設更新費用の一部を補助する健康増進型公衆浴場改築支援、燃料を重油等から都市ガス等のクリーンエネルギーに転換するための改修費用の一部を補助する公衆浴場クリーンエネルギー化推進、施設の耐震化に要する経費の一部を補助する公衆浴場耐震化促進支援、施設の近代化等のため金融機関から貸付けを受けた場合に利子の一部を補助する公衆浴場改善資金利子補助などの補助事業である。

これらは都内全域を通じて都民の入浴機会確保や公衆浴場の経営安定化を図るために、都が広域的な立場から一定水準の公衆浴場基盤の確保や時代の要請に応じた浴場機能の維持向上等の取り組みを行うものであり、また、施設のバリアフリー化、地球温暖化対策、建物耐震化など、全都的な重要施策の一環として行っておる面もある。

一方、区は地域の実情に応じてその地域に欠かすことのできない公衆浴場の支援や住民の利用促進の取り組みを行うことで、都区双方で効果をあげているところであり、現在都が行っている事業については引き続き都が担うべきと評価している。

5番のB－6「私立学校教育の助成に関する事務（保護者負担軽減など）」は、私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校等に対する補助事業であり、経常費補助や運営費補助のほか、産業教育等の施設整備、校舎の耐震化、地上デジタルテレビの設置等の経費の一部を補助する施設・設備補助、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助をはじめとする保護者負担軽減などである。

これらは公教育の一翼を担う私立学校の機能に鑑み、都内全域を通じて一定水準の教育環境を確保するため、都が広域的立場で行っているものである。また、都内の私立学校においては、生徒の居住地と通学先の区市町村が異なる場合がほとんどであるうえ、他府県と比べ私立学校に在学する生徒の割合が高いため、住民の受益と負担の均衡の観点からも都が広域的に実施していく必要があるものである。さらに私立学校振興助成法では、都道府県が学校法人に対し経常費を補助する場合は、国は都道府県に対しその一部を補助することができるとされている。

一方、区は地域の実情に応じて都の施策を補完する取り組みを行うことで、都区双方で東京の私学振興を確実に推進していくことが可能となるなど、都が行っている事業はこうした役割分担に基づいているので、引き続き都が担うべきものと評価している。

6番のB－7「文化振興に関する事務（江戸東京博物館・写真美術館・現代美術館・東京文化会館の運営など）」のうち、1の「文化振興に関する事務」は、東京文化発信プロジェクトやアジア舞台芸術祭の開催をはじめとする文化事業、文化行事等の実施、トーキョーワンダーウォールの運営をはじめとするアーティスト支援、ヘブンアーティスト事業をはじめとする公共空間の開放、東京都における芸術文化的振興を目的とする財団法人東京都歴史文化財団への助成などである。

このうち、東京文化発信プロジェクトやアジア舞台芸術祭などの大規模な文化事業や文化行事については、都がより高い次元で行うことにより、効果的な事業実施が可能となるものである。また、都は、大都市東京の文化的魅力を広く世界に発信、アピールし、かつ、都民により質の高い文化に触れる機会を提供するため、広域的な立場から、大規模かつ多面的な文化事業を推進していく必要がある。

一方、区は地域に根差した住民に身近な取り組みを行うことで、都区双方でより効果的な文化振興施策を推進していくことが可能となることから、こうした役割分担に基づき、現在の都の事業については都が担うべきものと評価している。

6番のB－7「文化振興に関する事務（江戸東京博物館・写真美術館・現代美術館・東京文化会館の運営など）」のうち、2の「江戸東京博物館などの運営に関する事務」は、都民の教養、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館及び東京都美術館の管理運営である。

これら都立文化施設の管理運営においては、多種多様な展示品等を質・量ともに十分に確保していく必要があり、都が規模のメリットを生かして管理運営を行うことで、施設の設置目的がより確実に実現するものである。また、都は大都市東京の文化的魅力を広く世界に発信、アピールし、かつ、都民により質の高い文化に触れる機会を提供するため、広域的立場から大規模かつ多面的な取り組みを行っていく必要がある。

一方、区は地域に根差した住民に身近な取り組みを行うことで、都区双方でより効果的な文化振興施策を推進していくことが可能となるもので、都が行っている事業はこうした役割分担に基づくものであり、引き続き都が行っていくものと評価している。

6番のB－7「文化振興に関する事務（江戸東京博物館・写真美術館・現代美術館・東京文化会館の運営など）」のうち、3の「東京文化会館などの運営に関する事務」は、都民の芸術文化の振興とその国際的交流を目的とする東京文化会館及び東京芸術劇場の管理運営などである。

これらについても、今申し上げたことと同様の理由により、都が担うべきものと評価している。

7番のB－8「スポーツ施設の運営に関する事務」である。当初の事務名は、「スポーツ文化施設の運営に関する事務（東京辰巳国際水泳場、駒沢公園総合運動場など）」としていたが、事務内容の実態に合わせ、より分かりやすく名称を変更した。

事務の内容は、スポーツの普及振興と都民の心身の健康発展に寄与することを目的とする東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館及び東京辰巳国際水泳場の管理運営である。

スポーツ施設の運営におけるあるべき役割分担として、都は広域的自治体が行うことによるスケールメリットを生かした高度な利用者ニーズや広い地域からの利用者のニーズに対応し、都が実施するものを含めた全国・全都的な大規模、ハイレベルな大会等に供する施設の管理運営を担い、一方、区は、地域の競技大会等の会場として利用され、区民が気軽に利用できる施設の管理運営を行うことで、効果的・効率的な事業が実施可能となる。こういったことから、引き続き都が担うべきものと評価している。

8番のB－9「体育振興に関する事務（競技スポーツ基盤整備、広域スポーツセ

ンター、スポーツ団体・大会補助など）」は、地域スポーツクラブの支援をはじめとするスポーツ活動の促進、東京国際ユースサッカー大会をはじめスポーツイベントの開催、体育指導委員研修会の開催をはじめとするスポーツ環境整備、財団法人東京都体育協会等への助成である。

このうち、地域スポーツクラブの支援については、具体的な育成支援は地域の実情に応じて区が担い、都は研修や専門的な指導者の派遣等を通じて区を支援することにより、効果的な事業実施が可能となるものである。また、都は国際大会や全国・全都的な大会の開催など、区単位では実施が難しい大規模なスポーツイベントを通じて、国際都市交流やスポーツムーブメントの創出を図っていく必要がある。さらにスポーツ団体等に対する助成については、都体育協会等の全都的に事業展開している団体への補助については都が、地域に根差した事業を実施する地区体育協会への補助は区が、それぞれ担う必要がある。

体育振興におけるるべき役割分担として、都は広域的な立場から都内全域を通じた取り組みや区を支援する取り組みを行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取り組みを行うことで、都区双方が連携して総合的なスポーツ振興を推進する必要がある。こうした観点から、現在の都の事業については、引き続き都が担うと評価している。

＜区側から資料3「検討対象事務総括表（平成22年5月幹事会分）、資料4「検討対象事務評価シート」の区の評価についての説明＞

○区側

今回の検討項目については、いずれも都と区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で、相互に連携・調整しながら実施すべき領域の事務であるという認識である。その意味で、現在都が行っている事務については、個々の特別区の区域を超えて広く情報を提供し、あるいは関係機関の調整やネットワークを構築しながら行う必要のあるもの、または広域的な利用を目的とした施設についての運営あるいは助成、さらに広域的な活動を行う団体への助成等であり、基本的には広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきと評価した。

ただし、3項目の事務の一部については、地域や住民生活に密着した事務であり、区が既に一定の役割を果たしているものであることから、都の補助事業を区の自主事業に切り替え、区が実施している事業と併せて実施することとするなど、区が地域の事情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきと評価した。1つ目は、2番のB-3「市民活動の促進に関する事務」のうち、地縁団体等への支援などの事務である。2つ目は、4番のB-5の2「公衆浴場対策に関する事務」のうち、個々の浴場に対する補助などの事務である。3つ目は、5番のB-6「私立学校教育の助成に関する事務（保護者負担軽減など）」のうち、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費補助などの事務である。

＜資料3、資料4をもとに検討＞

○座長

説明について質疑を行いたい。

○都側

少し補足すると、地縁団体に関する事務というのが2番の「市民活動の促進に関する事務」の中でどれを指すかという問題はあるが、例えば自治会・町内会等を支援している地域の底力再生事業助成などについては、あくまでも先駆的な取り組みをモデル的に実施するというような仕事だ。基本的に、当然そういった身近な事務は区で既に行っているので、都は、その範疇で区の仕事をより有効に進められるようという観点で行っている。

もう一つ、私立幼稚園は、既に事務処理特例等により認可等については区においているが、私学助成は、根幹である国と都道府県が連動して補助を行っている部分と、基本的に国と区市町村が連携して補助を行っている私立幼稚園就園奨励費があ

る。したがって、都が今行っているのは横出しというか、上乗せというか、保護者負担経費軽減の補助を重層的に、都の判断として行っている、そういう考え方である。

○区側

地域の底力再生事業助成がどういう経緯で始まったのか、いろいろな事情があると思うので、特段どうこう言うつもりはないが、23区の助成件数を調べたところ、平成20年度は88件、平成21年度は106件であったが、いずれも件数的に大きなばらつきがあった。助成件数が多い区がある一方で、助成件数ゼロという区もあり、地域差があり過ぎる。

多摩も大体同じような傾向だと思うが、一体、この事務を担当している職員の数は何人いるのか、対象とする町会の数は幾つあるのか。具体的に調べたわけではないが、都の担当者で23区あるいは多摩を含めて都内の自治会・町会の全容を把握するというのはとても無理な話だと思う。都で把握して、ここは先進的だとか、ここは先進的でないとかというのでは無理だと思う。

これは物凄い、先進的だという事業については、都から発信していただいて結構だが、それ以外は区に任せてもらえる仕事だと思う。実態を見ると、都が都内の自治会・町会の全容を把握して発信している事業だとはとても思えない。

○都側

先ほども申し上げたが、事務の性格上、先進的というか、モデル的に提案されたものについて助成するというものなので、積極的に提案のあった区に多少重点的に助成するということはある。

ただし、この事業は、全体を把握した上で全部をどうこうするというものではなく、先駆的な提案のあった事業について採択し、補助を行うという性格のものだ。都としては、積極的に提案のあった事業を採択しているだけで、結果的に助成件数が多い区があったということだ。

併せて、普及ポスターの作成等、東京都町会連合会を通じた事業も採択しており、都がやっていることがどうしても邪魔になるということであれば、それは考える必要があるだろうし、また、全体的に効果的に事業が行われているのかという議論もあるのかもしれないが、都としては、あくまで積極的に提案のあったものについてパイロット的に補助を行っている、そういう性格の事業である。

○区側

現在、東京都町会連合会を通じていろいろな事業が行われているが、具体的になると、各区の町会・自治会の事務担当者が事務処理を行っているというのが実態である。したがって、こういうところまで都が手を差し伸べなくても、区に任せてくださいという話なので、是非、再考するよう担当部局に言ってもらいたい。

○都側

都の中でもこの事業を立ち上げることについてはいろんな議論があって、一つは、考え方として、現在、新しい公共という概念が国にもあるが、行政のセクターや第三セクターとか言われたものを超えてNPOだととか、町会とか、そういうセクターが大事だという声があり、それが一つの方向性になったということが事実としてある。

もう一つ、以前、都政の中でコミュニティという概念から都民協働という概念へ移行てきて、その一環としてやっているということだ。

また、商店街振興も将来的に議論があるだろうが、商店街という広がりだけではなく、商店街が入っている町会とか、自治会も重要ではないか、また、自治意識の醸成というのも必要ではないかということで、こういったことをモデル的に誘導することが将来、都区双方にとっていいことなのではないかと思っている。都は手を引けということかもしれないが、都としては、よかれと思い、次の時代を開くという意味も込めてやっているので、今後とも区と連携しながら、区の声も担当部局に伝えながら、より充実したものにしていきたい。

○区側

どこの区がどうこうというのではなく、大きなばらつきが出てきてしまうような仕事を都が続けていいのかということだ。思い入れはあると思うが、より効果的にやるためにには、もう少し区が直接に絡んだほうがいいのではないか。

○区側

ご案内のとおり、公衆浴場はどんどん減っているが、それを何とか食い止めようと、都も区も努力している。いろいろな理由があるが、とにかく朝早くから夜遅くまで大変な仕事で、使命感でやっているようなものだ。公衆浴場組合の方や個々の経営者の方とお話すると本当に大変な仕事だと思う。努力の割にはそれほど大きな収入に結び付かないため、お子さんがおられるが、自信を持って引き継ぐということもできずに、自分の代で終わりたいという方々がいる。それ以外にもいろいろな理由でどんどん廃業して、跡地がマンションになってしまうようなケースが多く、公衆浴場が全くない、かなり広範囲な空白地域ができてしまう。そうすると、利用者が困るだけでなく、地域差、区によるばらつきはあると思うが、木造賃貸アパートなどが多くある地域では、入居者がいなくなってしまう。低家賃で、すぐ近くに公衆浴場があったのがなくなってしまうと、入居者もいなくなってしまう。得てして、こういったアパートを経営しているのは高齢者の方で、建て替えを行う資力も乏しく、またシャワーを取り付けるスペースもない。

こうした状況を何とかしなければいけないと思っているが、都と区の役割分担をきちんとすると、都の補助事業を見直して区に振り替えるということを是非、積極的にしてもらいたいという思いが非常に強くある。公衆浴場に行くのは自宅にお風呂がない方ばかりではない。日本の三大コミュニティは、床屋と風呂屋と蕎麦屋だと思っており、お風呂の文化というものがあって、地域のつながりもコミュニティも出てくる。自宅にお風呂のある方でも定期的に行きたいという気持ちになつてもらえるような取り組みを行いたいと思っている。区は、地域の実情に合わせて施策を行っているので、その辺を十分考慮したうえで役割分担や仕事を見直してほしい、とりわけ公衆浴場についてはそのように思っている。

○区側

所管の生活文化スポーツ局に情報を収集してもらえばいいが、例えばクリーンエネルギー化推進ということで、都は公衆浴場に対して、ガスに転換するための設備改修助成を行っている。ところが、都がやっているのは設備を改修するところまでで、そこで終わってしまっている。しかし実態としては、公衆浴場は大変な経営難で、今まで廃材を活用して燃料費がかからなかったのが、ガス化に転換することによって燃料費が非常に負担となり、都の助成を受けてガス化した公衆浴場に対して燃料費の助成を行っている区が多くある。

都は適切な役割分担がなされていると言うが、区はそうは思っていない。ガス化したあの先の部分を区が担っているということを踏まえ、再考するよう担当部局に言ってもらいたい。

○都側

都が物価統制令に基づいて公衆浴場の料金を決定していて、その料金ではやっていけない、それでも料金を抑えているということについての責任において都が施策を行っている。都がやっている先の部分を区が重点的に、様々な施策を行っていることは、まさに地方自治の本旨であって、そういう意味で、都は最低限のことをお手伝いするということだ。都全体で料金を抑えているという背景の中で、都が最低限のところまでお手伝いし、それ以上は、まさに地域の実情に応じて区が対応するということが大事ではないか。

○区側

地域の実情があるわけで、都が公衆浴場の料金を決めている中で、経営難に陥ることについて何か責任を感じてやるということなら、その先の部分も一緒にやってもらわないと役割分担がこのままでよいということにはならない。

○区側

私立学校教育の助成に関する事務について、既に私立幼稚園の助成を区が実施している。都は、私立学校については全都的に、あるいは他府県からも通学しているという状況があるから、広域的に府県行政としてやったほうがいいという考え方だが、私立幼稚園でも同じ実態があるので、私学教育の助成については、私立幼稚園と併せて区が担って何の支障もないのではないか。もちろん、財源の関係は整理しなければならないが、区が担うほうが望ましいというのが区側の考え方で、再度検討して、結論を出してもらいたい。

○都側

先ほども申し上げたが、私立幼稚園の保護者負担軽減事業費補助は、基本的に区市町村と国が行う事業で、都はそれに少し加算しているというものだ。今回、子ども手当の導入によって手当が低くなってしまう方々への特別補助制度も行っているが、そういう意味で、親御さんへの補助は、区市町村と国が基本的に行うので、都がそれにお手伝いをしているという性格のもので、都としては、うまくいっているのではないかと思っている。区がその財源全部を移せというのは、都が政策的に、都の考え方として予算当局が予算措置してやっているものなので、その権限まで奪われてしまうというのは如何なものか。

○区側

商店街に対する補助、私立幼稚園の保護者負担権限補助というのは、地域に密着した事業なので、区に任せて、区がそれぞれの地域実情に応じてやればいいと思う。

○都側

今回は、3つの事務について都区の見解に食い違いがあるが、区側も全部「区」というわけではなくて、「都」と「区」という考え方で、都の仕事を分析して、区ができるものもあるのではないかとのことだが、現在一つの客体というか、そういったところに対して国であるとか区であるとか、あるいは都であるとか、様々なアプローチがある。そういう意味では、地域の実態が分かっているところがすべてやるという議論は少し乱暴かなと思っている。

ただ、ここは検討の場なので、区側から検討するようにと言われたので検討するが、総論としては、実態を知っているからすべて区に任せるべきだというのは、国も入っているし、都も入っているので、精緻な分析をして対応すべきだと思っている。

◎座長

他に意見がなければ、事務配分について整理したい。

都と区の評価が一致しなかった2番、4番の2、5番の事務については「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」として整理する。

それ以外の都と区の評価が「都」ということで一致した1番、3番、4番の1、6番から8番の事務については、「都に残す方向で検討する事務」として整理したいがよろしいか。

[「異議なし」との発言あり]

○区側

この間、都区のあり方検討で様々な議論を行ってきたが、都の最近の動きについて遺憾に思っていることがある。1点目は、現在、政府で都市計画決定権限を区市町村に移譲することが検討されているが、都知事名で政府に対し、用途地域等の決定権限を区に移譲すると一的な都市づくりが不可能になるので認められないという趣旨の要請を行っている。要請自体は都の判断で行うことであるが、この問題は、幹事会で引き続き検討しようと位置付けているものであり、少なくとも事前に、区側幹事へ情報提供があつてもよかつたのではないか。

2点目は、児童相談所の移管に関して都の担当部長が会議の中で、現在の都区の議論は、特別区が人口50万人規模に標準化されることを前提に行われているとい

う趣旨の発言をされたそうだが、幹事会ではそういう前提条件とはしないとしているのではないか。

○都側

1点目については、急きよ浮上した話であり、区側幹事に事前連絡ができなかつた事情をご理解いただきたい。

○都側

2点目については、幹事会の検討は、検討対象事務総括表に付記しているとおりであり、人口規模の標準化を前提条件とはしていない旨、担当部局に伝えている。

◎座長

今後もこのようなことが起きるかもしれないが、信頼関係に基づく協議を行っているので、是非、情報提供はしていただきたい。

(5) 都区制度・分権改革関連の動き等について

都側から都区制度・分権改革関連の動き等の情報提供があったが、時間の都合により、次回、改めて資料の要点について説明を受けることとした。

〈都側から都側資料1「国の地域主権戦略会議の動き」、都側資料2「大阪府市再編構想について」、都側資料3「道州制移行における課題－財政面から見た東京問題と長期債務負担問題－（平成22年5月19日 公益社団法人 経済同友会）」、都側資料4「道州制ビジョン：東京圏をどうするのか（平成21年11月11日 財団法人東京市政調査会理事長 西尾勝）」、資料5－1「第2回東京の自治のあり方研究会 会議概要」、資料5－2「第3回東京の自治のあり方研究会 会議概要」の情報提供〉

○都側

資料の説明をどのようにするかは改めて調整させていただくが、簡単に説明すると、まず都側資料1は、国の地域主権戦略会議の動きで、今話題になっている権限移譲の話。また、6月に地域主権戦略大綱（仮称）が策定されるので、幹事会の場で意見の一致をみていな事項についての動向がどうなるか、注意深く見守っていくことが大事だと思っている。

都側資料2は、大阪府の橋下知事が提唱している大阪府市の再編構想である。

都側資料3は、東京特別州の創設を提言している経済同友会の「道州制移行における課題－財政面から見た東京問題と長期債務負担問題－」である。

都側資料4は、西尾勝先生の私案が示されている「道州制ビジョン：東京圏をどうするか」である。

最後の資料5－1、5－2は、東京の自治のあり方研究会の第2回・第3回の会議概要である。

以上の資料について、次回説明させていただければと思うので、よろしくお願ひしたい。

◎座長

次回、エキスのところを説明いただければと思っている。

今日は以上で閉会とする。